

昭和四十二年法律第二十三号

印紙税法

印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 課税標準及び税率(第七条)
- 第三章 納付、申告及び還付等(第八条—第十四条)
- 第四章 雑則(第十五条—第二十条)
- 第五章 罰則(第二十一条—第二十四条)

第一章 総則

第一条 この法律は、印紙税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、納付及び申告の手続その他印紙税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(課税物件)

第二条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

(納税義務者)

第三条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、第五条の規定により印紙税を課さないものとされる文書以外の文書(以下「課税文書」という。)の作成者は、その作成した課税文書につき、印紙税を納める義務がある。

2 一の課税文書を二以上の者が共同して作成した場合に、当該二以上の者は、その作成した課税文書につき、連帯して印紙税を納める義務がある。

(課税文書の作成とみなす場合等)

第四条 別表第一第三号に掲げる約束手形又は為替手形で手形金額の記載のないものにつき手形金額の補充がされた場合には、当該補充をした者が、当該補充をした時に、同号に掲げる約束手形又は為替手形を作成したものとみなす。

2 別表第一第十八号から第二十号までの課税文書を一年以上にわたり継続して使用する場合には、当該課税文書を作成した日から一年を経過した日以後最初の付込みをした時に、当該課税文書を新たに作成したものとみなす。

3 一の文書(別表第一第三号から第六号まで、第九号及び第十八号から第二十号まで)に掲げる文書を除く。に、同表第一号から第十七号までの課税文書(同表第三号から第六号まで及び第九号の課税文書を除く。)により証されるべき事項の追記をした場合又は同表第十八号若しくは第十九号の課税文書として使用するための付込みをした場合には、当該追記又は付込みをした者が、当該追記又は付込みをした時に、当該追記又は付込みに係る事項を記載した課税文書を新たに作成したものとみなす。

4 別表第一第十九号又は第二十号の課税文書(以下この項において「通帳等」という。)に次の各号に掲げる事項の付込みがされた場合に於いて、当該付込みがされた事項に係る記載金額(同表の課税物件表の適用に関する通則4に規定する記載金額をいう。第九条第三項において同じ。)が当該各号に掲げる金額であるときは、当該付込みがされた事項に係る部分については、当該通帳等への付込みがなく、当該各号に規定する課税文書の作成があつたものとみなす。

1 別表第一第一号の課税文書により証されるべき事項 十万円を超える金額

2 別表第一第二号の課税文書により証されるべき事項 百万円を超える金額

3 別表第一第十七号の課税文書(物件名の欄に「国等」という。)により証されるべき事項 百万円を超える金額

5 次条第二号に規定する者(以下この条において「国等」という。)と国等以外の者が共同して作成した文書については、国等又は公証人法(明治四十一年法律第五十三号)に規定する公証人が保存するものは国等以外の者が作成したものとみなし、国等以外の者(公証人を除く。)が保存するものは国等が作成したものとみなす。

6 前項の規定は、次条第三号に規定する者その他の者(国等を除く。)とが共同して作成した文書で同号に規定するものについて準用する。

(非課税文書)

第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。

一 別表第一の非課税物件の欄に掲げる文書

二 国、地方公共団体又は別表第二に掲げる者が作成した文書

三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの(納税地)

第六条 印紙税の納税地は、次の各号に掲げる課税文書の区分に応じ、当該各号に掲げる場所とする。

一 第十一条第一項又は第十二条第一項の承認に係る課税文書 これらの承認をした税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所

二 第九条第一項の請求に係る課税文書 当該請求を受けた税務署長の所属する税務署の管轄区域内の場所

三 第十条第一項に規定する印紙税納付計器により、印紙税に相当する金額を表示して同項に規定する納付印を押す課税文書 当該印紙税納付計器の設置場所

四 前三号に掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされているもの 当該作成場所

五 第一号から第三号までに掲げる課税文書以外の課税文書で、当該課税文書にその作成場所が明らかにされていないもの 政令で定めるところ

第二章 課税標準及び税率

第七条 印紙税の課税標準及び税率は、別表第一の各号の課税文書の区分に応じ、同表の課税標準及び税率の欄に定めるところによる。

第三章 納付、申告及び還付等

(印紙による納付等)

第八条 課税文書の作成者は、次条から第十二条までの規定の適用を受ける場合を除き、当該課税文書に課されるべき印紙税に相当する金額の印紙(以下「相当印紙」という。)を、当該課税文書の作成の時までに、当該課税文書に納付する方法により、印紙税を納付しなければならない。

2 課税文書の作成者は、前項の規定により当該課税文書に印紙をはり付ける場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書と印紙の色彩とにかけ、判明に印紙を消さなければならない。

第九条 課税文書の作成者は、政令で定める手続により、財務省令で定める税務署の税務署長に対し、当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、税印(財務省令で定める印影の形式を有する印をいう。次項において同じ。)を押すことを請求することができる。

2 前項の請求をした者は、次項の規定によりその請求が棄却された場合を除き、当該請求に係る課税文書に課されるべき印紙税額に相当する印紙税を、税印が押される時までに、国に納付しなければならない。

3 税務署長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る課税文書の記載金額が明らかでないことその他印紙税の保全上不適当であると認めるときは、当該請求を棄却することができる。

(印紙税納付計器の使用による納付の特例)

第十条 課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器(印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところにより、国税庁長官の指定を受けた計器(第十六条及び第十八条第二項において「指定計器」という。))で、財務省令で定める形式の印影を生ずべき印(以下「納付印」という。)を付したものをいう。(以下同じ。)を、その設置しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて設置した場合には、当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。

2 前項の承認を受けて印紙税納付計器を設置する者は、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けて、その者が交付を受ける課税文書の作成者のために、その交付を受ける際、当該作成者が当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。

3 第一項の承認を受けた者は、前二項の規定により印紙税納付計器を使用する前に、政令で定めるところにより、第一項の税務署長に対し、当該印紙税納付計器により表示することができる印紙税額に相当する金額の総額を限度として当該印紙税納付計器を使用するため必要な措置を講ずることを請求しなければならない。

4 前項の請求をした者は、同項の表示することができる金額の総額に相当する印紙税を、同項の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

5 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を取り消すことができる。

6 税務署長は、印紙税の保全上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、印紙税納付計器に封を施すことができる。

3 税務署長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る課税文書の記載金額が明らかでないことその他印紙税の保全上不適当であると認めるときは、当該請求を棄却することができる。

(印紙税納付計器の使用による納付の特例)

第十条 課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器(印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところにより、国税庁長官の指定を受けた計器(第十六条及び第十八条第二項において「指定計器」という。))で、財務省令で定める形式の印影を生ずべき印(以下「納付印」という。)を付したものをいう。(以下同じ。)を、その設置しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて設置した場合には、当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。

2 前項の承認を受けて印紙税納付計器を設置する者は、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けて、その者が交付を受ける課税文書の作成者のために、その交付を受ける際、当該作成者が当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。

3 第一項の承認を受けた者は、前二項の規定により印紙税納付計器を使用する前に、政令で定めるところにより、第一項の税務署長に対し、当該印紙税納付計器により表示することができる印紙税額に相当する金額の総額を限度として当該印紙税納付計器を使用するため必要な措置を講ずることを請求しなければならない。

4 前項の請求をした者は、同項の表示することができる金額の総額に相当する印紙税を、同項の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

5 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を取り消すことができる。

6 税務署長は、印紙税の保全上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、印紙税納付計器に封を施すことができる。

3 税務署長は、第一項の請求があつた場合において、当該請求に係る課税文書の記載金額が明らかでないことその他印紙税の保全上不適当であると認めるときは、当該請求を棄却することができる。

(印紙税納付計器の使用による納付の特例)

第十条 課税文書の作成者は、政令で定めるところにより、印紙税納付計器(印紙税の保全上支障がないことにつき、政令で定めるところにより、国税庁長官の指定を受けた計器(第十六条及び第十八条第二項において「指定計器」という。))で、財務省令で定める形式の印影を生ずべき印(以下「納付印」という。)を付したものをいう。(以下同じ。)を、その設置しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて設置した場合には、当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。

2 前項の承認を受けて印紙税納付計器を設置する者は、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けて、その者が交付を受ける課税文書の作成者のために、その交付を受ける際、当該作成者が当該課税文書に相当印紙をはり付けることに代えて、当該印紙税納付計器により、当該課税文書に課されるべき印紙税額に相当する金額を表示して納付印を押すことができる。

3 第一項の承認を受けた者は、前二項の規定により印紙税納付計器を使用する前に、政令で定めるところにより、第一項の税務署長に対し、当該印紙税納付計器により表示することができる印紙税額に相当する金額の総額を限度として当該印紙税納付計器を使用するため必要な措置を講ずることを請求しなければならない。

4 前項の請求をした者は、同項の表示することができる金額の総額に相当する印紙税を、同項の措置を受ける時までに、国に納付しなければならない。

5 第一項の承認を受けた者が印紙税に係る法令の規定に違反した場合その他印紙税の取締り上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を取り消すことができる。

6 税務署長は、印紙税の保全上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、印紙税納付計器に封を施すことができる。

7 第一項又は第二項の規定により印紙税に相当する金額を表示して納付印を押す方法について必要な事項は、財務省令で定める。
 (書式表示による申告及び納付の特例)

11 課税文書の作成者は、課税文書のうち、その様式又は形式が同一であり、かつ、その作成の事実が後日においても明らかにされているもので次の各号の一に該当するものを作成しようとする場合には、政令で定めるところにより、当該課税文書を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙のほり付けに代えて、金銭をもつて当該課税文書に係る印紙税を納付することができる。
 一 毎月継続して作成されることとされているもの

二 特定の日に多量に作成されることとされているもの
 2 前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙税の保全上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を与えないことができる。
 3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る課税文書の作成の時までに、当該課税文書に財務省令で定める書式による表示をしなければならない。

4 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を作成し、当該課税文書が同項第一号に掲げる課税文書に該当する場合には毎月分(当該課税文書を作成しなかつた月分を除く。)をその翌月末日までに、当該課税文書が同項第二号に掲げる課税文書に該当する場合には同号に規定する日の属する月の翌月末日までに、その承認をした税務署長に提出しなければならない。
 一 その月中(第一項第二号に掲げる課税文書にあつては、同号に規定する日)に作成した当該課税文書の号別及び種類並びに当該種類ごとの数量及び当該数量を税率区分の異なるごとに合計した数量(次号において「課税標準数量」という。)

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額(次項において「納付すべき税額」という。)
 三 その他参考となるべき事項
 5 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

6 第一項第一号の課税文書につき同項の承認を受けている者は、当該承認に係る課税文書につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定める手続により、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。
 (預貯金通帳等に係る申告及び納付の特例)

12 別表第一第十八号及び第十九号の課税文書のうち政令で定める通帳(以下この条において「預貯金通帳等」という。)の作成者は、政令で定めるところにより、当該預貯金通帳等を作成しようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受け、相当印紙の貼付けに代えて、金銭をもつて、当該承認の日以後の各課税期間(四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下この条において同じ。)内に作成する当該預貯金通帳等に係る印紙税を納付することができる。
 2 前項の承認の申請者が第十五条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合その他印紙税の保全上不適当と認められる場合には、税務署長は、その承認を与えないことができる。
 3 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る預貯金通帳等に、課税期間において最初の付込みをする時までに、財務省令で定める書式による表示をしなければならない。ただし、既に当該表示をしている預貯金通帳等については、この限りでない。

4 第一項の承認を受けた場合には、当該承認を受けた者が課税期間内に作成する当該預貯金通帳等は、当該課税期間の開始の時に作成するものとみなし、当該課税期間内に作成する当該預貯金通帳等の数量は、当該課税期間の開始の時における当該預貯金通帳等の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る口座の数として政令で定めるところにより計算した数に相当する数量とみなす。
 5 第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を作成し、次に掲げる事項を記載した申告書から起算して一月以内に、その承認をした税務署長に提出しなければならない。
 一 当該承認に係る預貯金通帳等の課税文書の号別及び当該預貯金通帳等の種類並びに当該種類ごとの前項に規定する政令で定めるところにより計算した当該預貯金通帳等に係る口座の数に相当する当該預貯金通帳等の数量及び当該数量を当該号別に合計した数量(次号において「課税標準数量」という。)

二 課税標準数量に対する印紙税額及び当該印紙税額の合計額(次項において「納付すべき税額」という。)
 三 その他参考となるべき事項
 5 前項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する印紙税を国に納付しなければならない。

7 第一項の承認を受けている者は、当該承認に係る預貯金通帳等につき同項の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出るものとする。
 第十三条 削除
 第十四条 印紙税に係る過誤納金(第十条第四項の規定により納付した印紙税で印紙税納付装置の設置の廃止その他の事由により納付の必要がなくなつたものを含む。以下この条において同じ。)の還付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、その過誤納金の事実につき納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。ただし、第十一号及び第十二号の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項若しくは第十九条第三項(期限後申告・修正申告)に規定する期限後申告書若しくは修正申告書又は同法第二十四条から第二十六条まで(更正・決定)の規定による更正若しくは決定を含む。)に係る印紙税として納付され、又は第二十条に規定する過誤納金として徴収された過誤納金については、この限りでない。
 2 第九条第二項又は第十条第四項の規定により印紙税を納付すべき者が、第九条第一項又は第十条第一項の税務署長に対し、政令で定めるところにより、印紙税に係る過誤納金(前項の承認を受けたもの及び同項ただし書に規定する過誤納金を除く。)の過誤納の事実の承認とその納付すべき印紙税への充当とをあわせて請求したときは、当該税務署長は、その充当をすることができる。
 3 第一項の確認又は前項の充当を受ける過誤納金については、当該確認又は充当の時に過誤納があつたものとみなして、国税通則法第五十六条から第五十八条まで(還付・充当・還付加算金)の規定を適用する。

第十四章 雑則
 第十五条 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、印紙税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一号第一項又は第十二号第一項の承認の申請者に対し、金額及び期間を指定して、印紙税につき担保の提供を命ずることができる。
 2 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。
 (納付印等の製造等の禁止)

16 何人も、印紙税納付装置、納付印(指定計器以外の計器その他の器具に取り付けられたものを含む。以下同じ。)又は納付印の印影に紛らわしい外観を有する印影を生ずべき印(以下「納付印等」と総称する。)を製造し、販売し、又は所持してはならない。ただし、納付印等の製造、販売又は所持をしようとする者が、政令で定めるところにより、当該製造、販売若しくは所持をしようとする場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合又は第十条第一項の承認を受けて印紙税納付装置を所持する場合は、この限りでない。
 (印紙税納付装置販売業者の申告等)

17 印紙税納付装置の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者をしようとする者は、その販売場又は製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該販売場(その者が販売場を設けない場合には、その住所とし、住所がない場合には、その居所とする。)又は製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。印紙税納付装置の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者が当該販売業者又は製造業者の廃止又は休止をしようとする場合も、また同様とする。
 2 第十条第一項の承認を受けて同項の印紙税納付装置を設置した者が当該設置を廃止した場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項の税務署長に届け出て同条第六項の封の解除その他必要な措置を受けなければならない。
 (記帳義務)

18 第一項第一項又は第十二号第一項の承認を受けた者は、政令で定めるところにより、当該承認に係る課税文書の作成に関する事実を帳簿に記載しなければならない。
 2 印紙税納付装置の販売業者又は納付印の製造業者若しくは販売業者は、政令で定めるところにより、指定計器又は納付印等の受入れ、貯蔵又は払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

第十五条 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、印紙税の保全のために必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第十一号第一項又は第十二号第一項の承認の申請者に対し、金額及び期間を指定して、印紙税につき担保の提供を命ずることができる。
 2 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。
 (納付印等の製造等の禁止)

(申告義務等の承継)

第十九条 法人が合併した場合に、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続(包括遺贈を含む。)があつた場合には、相続人(包括受遺者を含む。)は、被相続人(包括遺贈者を含む。)の次に掲げる義務をそれぞれ承継する。

二 前条の規定による記帳の義務

第二十条 第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同項の規定により納付すべき印紙税を当該課税文書の作成の時までに納付しなかつた場合には、当該印紙税の納税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該納付しなかつた印紙税の額とその二倍に相当する金額との合計額に相当する過怠税を徴収する。

2 前項の規定による課税文書の作成者から当該課税文書に係る印紙税の納税地の所轄税務署長に対し、政令で定めるところにより、当該課税文書について印紙税を納付していない旨の申出があり、かつ、その申出が印紙税についての調査があつたことにより当該申出に係る課税文書について国税通則法第三十二条第一項(賦課決定)の規定による前項の過怠税についての決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該課税文書に係る同項の過怠税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付しなかつた印紙税の額と当該印紙税の額に百分の十の割合を乗じて計算した金額との合計額に相当する金額とする。

3 第八条第一項の規定により印紙税を納付すべき課税文書の作成者が同条第二項の規定により印紙を消さなかつた場合には、当該印紙税の納税地の所轄税務署長は、当該課税文書の作成者から、当該消されていない印紙の額面金額に相当する金額の過怠税を徴収する。

4 第一項又は前項の場合において、過怠税の合計額が千円に満たないときは、これを千円とする。

5 前項に規定する過怠税の合計額が、第二項の規定の適用を受けた過怠税のみに係る合計額であるときは、当該過怠税の合計額については、前項の規定の適用はないものとする。

6 税務署長は、国税通則法第三十二条第三項(賦課決定通知)の規定により第一項又は第三項の過怠税に係る賦課決定通知書を送達する場合には、当該賦課決定通知書に課税文書の種類その他の政令で定める事項を附記しなければならない。

7 第一項又は第三項の過怠税の税目は、印紙税とする。

第五章 罰則

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により印紙税を免れ、又は免れようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十四条第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る課税文書に対する印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該印紙税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による相当印紙のほり付けをしなかつた者

二 第十一条第四項又は第十二条第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた者

三 第十六条の規定に違反した者

四 第十八条第一項又は第二項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定に違反した者

二 第十一条第三項又は第十二条第三項の規定による表示をしなかつた者

三 第十七条第一項の規定による申告をせず、又は同条第二項の規定による届出をしなかつた者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その

法人又は人に対して当該各条の罰金を科する。

附則抄

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(経過規定の原則)

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十二年七月一日(以下「適用日」という。)以後に作成される文書について適用し、同日前に作成される改正前の印紙税法(以下「旧法」という。)第一条に規定する証書又は帳簿に係る印紙税については、なお従前の例による。

第三条 新法第四条第二項の規定は、同項の總會等が適用日以後に開始される場合について適用する。この場合において、同項の承認を受けた者が同日前に受け取つた当該承認に係る委任状については、同日に受け取つたものとみなす。(納付方法の特例に関する一般的経過規定)

第四条 旧法第六条ただし書の規定により同条各号に掲げる方法が用いられている旧法第一条に規定する証書又は帳簿で適用日以後に作成されるものは、旧法第四条の規定により算出した印紙税額(次項において「旧法の税額」という。)に相当する金額の印紙がはり付けられているものとみなす。

2 前項の規定に該当する証書又は帳簿(新法の課税文書に該当するものに限る。)で新法第七条の規定により算出した印紙税額(以下この項において「新法の税額」という。)が旧法の税額をこえるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

第六条 新法第十二条の規定は、昭和四十三年四月一日以後に作成される預貯金通帳について適用し、同日前に作成される旧法第六条ノ二の承認を受けた預貯金通帳に係る印紙税については、なお従前の例による。

2 適用日において旧法第六条ノ二の承認を受けた者が、当該承認に係る預貯金通帳で同条の表示がされたものを昭和四十三年四月一日以後継続して使用する場合において、当該預貯金

通帳につき新法第十二条第一項の承認を受けたときは、同条第七項の規定の適用上、当該預貯金通帳については、当該承認の日の属する年の前年においても同条第一項の承認を受け同条第三項の表示をしているものとみなす。(経過期間に係る旧法の適用関係)

第七条 附則第四条、第五条第一項及び第二項並びに前条第二項において、旧法の規定には、附則第二条又は前条第一項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

(印紙税納付計器の販売業等の申告に関する経過規定)

第八条 旧法第九条ノ二前段の規定による申告をしてこの法律の施行の日から引き続き印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の製造業若しくは販売業を行なつている者は、同日において新法第十七条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

(罰則に関する経過規定)

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農業協同組合中央会の特例)

第九条の二 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)附則第十二条(存続都道府県中央会の農業協同組合連合会への組織変更)に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条(組織変更後の農業協同組合連合会に係る事業等に関する特例)の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものは、別表第二に掲げる者とみなして、この法律の規定を適用する。

附則 (昭和四十二年七月一日法律第五十六号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十二年七月二〇日法律第七三号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四二年七月二五法律第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四二年七月二九日法律第九九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年八月一日法律第一一六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年八月一日法律第一二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年八月一日法律第一二二号) 抄
(以下「施行日」という。) から施行する。

附則 (昭和四二年八月一日法律第一二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四二年八月一九日法律第一三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年五月一七法律第五一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四三年五月二九日法律第七三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附則 (昭和四四年五月二二日法律第三四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四四年六月三日法律第三八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月四日法律第四四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月一八日法律第六九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月二〇日法律第七七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月二〇日法律第七八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月二〇日法律第七八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月二〇日法律第七八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月二二日法律第九〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四五年五月二三日法律第九四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十八条までの規定は、

公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四六年六月一日法律第九四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四七年五月二三日法律第三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年五月二九日法律第四一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四七年六月二二日法律第六二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七十四条の次に加える改正規定、第九十四条の七、第九十五条、第九十五条及び第九十九条から第一百二十二条までの改正規定並びに次条第五項、附則第三条、附則第七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六百九十九条の第三項及び第六百九十九条の十一第一項の改正に係る部分を除く。)、及び附則第九条から附則第十三条までの規定は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四七年六月二五日法律第六六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四七年六月二六日法律第七四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四七年六月二二日法律第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和四七年六月二二日法律第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四七年六月二二日法律第八二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附則 (昭和四八年五月一日法律第二五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四八年六月二二日法律第三三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附則 (昭和四八年七月六日法律第四九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条から第十一条までの規定は、この法律の施行の日から起算して二年を経過した日から施行する。

附則 (昭和四八年九月一四日法律第八〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から三月を経過した日から施行する。

附則 (昭和四八年九月二六日法律第九二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国民年金法第五十八条、第六十二条、第七十七条第一項ただし書、第七十八条第二項及び第七十九条の第二項の改正規定並びに第五項並びに附則第十二条第一項、附則第十九条、附則第二十条及び附則第三十二条から附則第三十四条までの規定 昭和四十八年十月一日

附則 (昭和四九年三月一五日法律第五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則 (昭和四十九年三月一五日法律第五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十九年三月一五日法律第五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四十九年三月一五日法律第五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十条から第十八条までの規定は、

3 新法第四条第二項の規定中新株買付契約書に係る部分は、新法第十三条第一項に規定する交付期限が適用日以後到来する場合について適用する。この場合において、新法第四条第二項の承認を受けた者が同日前に受け取つた当該承認に係る新株買付契約書については、同日に受け取つたものとみなす。

4 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第九条の規定により税印が押されている文書のうち適用日以後に作成されるもので新法第七条の規定により算出した印紙税額（以下この項において「新法の税額」という。）が旧法第七条の規定により算出した税額（以下この項において「旧法の税額」という。）を超えるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

5 前項の場合において、旧法の規定には、附則第二項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

6 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四十九年三月二七日法律第八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年三月二九日法律第九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則（昭和四十九年三月三〇日法律第一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則（昭和四十九年五月二日法律第四三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第二十七条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年五月一七日法律第四七号）抄
第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

附則（昭和四十九年五月一七日法律第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年五月二五日法律第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年五月三一日法律第六二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第二十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年六月一日法律第六九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年二月二八日法律第一一七号）抄

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五〇年六月一三日法律第三八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第六条並びに附則第三条及び附則第七条から附則第十条までの規定 昭和五十年九月二十五日

附則（昭和五〇年六月一九日法律第四一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和五〇年六月二五日法律第四五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五〇年七月一〇日法律第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五〇年七月二六日法律第六七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五二年三月三一日法律第一〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の印紙税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十二年五月一日（以下「適用日」という。）以後に作成される文書について適用し、適用日前に作成される文書に係る印紙税については、なお従前の例による。

3 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第九条の規定により税印が押されている文書のうち適用日以後に作成されるもので新法第七条の規定により算出した印紙税額（以下この項において「新法の税額」という。）が旧法第七条の規定により算出した税額（以下この項において「旧法の税額」という。）を超えるものに係る当該新法の税額と旧法の税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。

4 第二項の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。

5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五二年六月一〇日法律第七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条に一項を加える改正規定、第二

十六条第一項の改正規定、第二十九条の次に一項を加える改正規定及び第三十九条ただし書の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、昭和五十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五二年一月二五日法律第八四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五三年五月一五日法律第四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年六月二七日法律第八三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二条の規定による改正後の石炭及び石油対策特別会計法の規定は、昭和五十三年年度の予算から適用する。

附則（昭和五三年七月三日法律第八五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五四年一月二八日法律第六五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五四年一月二八日法律第七二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（同条中昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第十一条第三項、第十一条の第三項及び第十一条の第三項の改正規定を除く。）、第二条中国家公務員共済組合法第二十一条第一項第三号及び第八十八条の五第一項の改正規定、同法第九十八条第二

項を削る改正規定、同法第百条第三項、第百二条第三項、第百一十一条第四項及び第九項並びに附則第三条の二の改正規定、同条を附則第三条の三とし、附則第三条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十四条の二を削り、附則第十四条の三を附則第十四条の二とする改正規定、第三条中国公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十一条第二項、第四項、第六項及び第七項、第二十二條第二項、第三項及び第五項、第三十一条第二項から第五項まで、第三十三條並びに第四十五條第二項、第六項及び第七項の改正規定並びに同法別表の改正規定（同表の備考四の改正規定を除く。）、第四条の規定並びに次項、附則第八条、第九条、第十六条、第十八條、第十九條、第二十一条、第二十二条、第二十四條及び第二十五條の規定 公布の日

附則（昭和五四年二月二八日法律第七六号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の改正規定（同法第三条の九第一項及び第三条の十第一項の改正規定を除く。）、第二条中公共企業体職員等共済組合法第四十九条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三第一項各号の改正規定、同法第六十三條第二項を削る改正規定及び同法附則第六条の二第一項から第八項までの改正規定並びに附則第七条、第十二條、第十五條、第二十條、第二十二條及び第二十三條の規定 公布の日

附則（昭和五五年五月二〇日法律第五三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六條から第三十六條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五五年五月三一日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六條から第三十六條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六條から第三十六條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六條から第三十六條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六條から第三十六條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六條から第三十六條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六條から第三十六條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年三月三一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。
（一般的経過措置）
第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、改正後の印紙税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十六年五月一日（以下「指定日」という。）以後に作成される文書について適用し、指定日前に作成される文書に係る印紙税については、なお従前の例による。
（税印による納付の特例に関する経過措置）
第三条 改正前の印紙税法（以下「旧法」という。）第九條第一項の請求に基づき税印が押されている文書のうち指定日以後に作成されるものに係る新法第七条の規定により算出した場合における印紙税額と旧法第七条の規定により算出した場合における印紙税額との差額に相当する印紙税額の納付については、新法第八条から第十一条までの規定の例による。
2 前項の場合において、旧法の規定には、前条の規定により従前の例によることとされる旧法の当該規定を含むものとする。
（過怠税の徴収に関する経過措置）
第四条 指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税の徴収については、指定日以後においては、新法第二十条の規定を適用する。この場合において、同法第四項中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

2 指定日以後、新法第二十条の規定により、指定日前に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「旧過怠税」という。）及び指定日以後に作成された課税文書で当該課税文書に係る印紙税を納付しなかつたものに係る過怠税（以下この項において「新過怠税」という。）を同時に徴収する場合（旧過怠税及び新過怠税で同条第五項の規定により同条第四項の規定の適用がないものとされるもののみを同時に徴収する場合を除く。）における同項に規定する過怠税の合計額については、同項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。
一 当該過怠税の合計額に新過怠税（新法第二十条第二項の規定の適用を受けたものを除く。）の額が含まれている場合において、当該過怠税の合計額が千円に満たないときは、これを千円とする。

二 前号に規定する場合以外の場合において、当該過怠税の合計額が五百円に満たないときは、これを五百円とする。
（罰則に関する経過措置）
第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる印紙税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和五六年五月二二日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年六月九日法律第七三〇号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第十二條から第十四條まで及び第六條から第三十二條までの規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附則（昭和五六年六月二〇日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年六月二〇日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年六月二〇日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年六月二〇日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年六月二〇日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年六月二〇日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五六年六月二〇日法律第七九号）抄

一 略
二 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第四百八條から第四百九十四條までの改正規定、第四章の二を第五章とする改正規定、第九十八條、第九十九條及び第二百一一条の改正規定並びに附則第二条の十三第一項の改正規定（第四章の二を「第五章」に改める部分に限る。）並びに附則第四条及び第七條から第十二條までの規定 昭和五十七年十二月三十一日まで
の間において政令で定める日
附則（昭和五七年六月二二日法律第六三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三條から第二十條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五八年五月二四日法律第五三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五八年五月二七日法律第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五八年八月七日法律第六四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の日本育英会法（以下「新法」という。）第二十二條及び附則第六條第三項の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第七一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第七一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第七一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第七一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五九年八月一〇日法律第七一〇号）抄

（施行期日）

附則（平成七年六月七日法律第一〇六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、保険業法（平成七年法律第百五号）の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）
第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成七年十一月一日法律第二二八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年二月二〇日法律第一三七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成八年五月二九日法律第五三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第四十二条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成八年六月一四日法律第八二二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月一九日法律第八八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成八年六月二六日法律第一〇七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第十号、附則第八条から第十一条まで及び附則第十三条の規定 平成十一年四月一日（政令への委任）

（政令への委任）
第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年五月九日法律第四八四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成九年五月二三日法律第五九〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成九年六月四日法律第六八〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成九年六月一三日法律第八三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十七条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年十二月一七日法律第一二四号）抄

この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成一〇年五月二九日法律第八三二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九條の二十九第一項に係る部分に限る。）並びに同法第八十九條第二項及び第四項の改正規定、第二十一條の規定、第二十二條中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五條の六に係る部分に限る。）、第二十三條の規定並びに第二十五條の規定並びに附則第四十條、第四十二條、第五十八條、第三百三十六條、第四百零九條、第四百五十八條、第四百六十四條、第四百八十七條（大藏省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）第四條第七十九號の改正規定を除く。）及び第四百八十八條から第九百九十条までの規定 平成十年七月一日

（その他の経過措置の政令への委任）
第九百九十条 附則第二条から第四百六十六条まで、第百五十三條、第百六十九條及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一一年三月三一日法律第一〇九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三一日法律第一〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。

附則（平成一一年三月三一日法律第一〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條から第四十九條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年三月三一日法律第一〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條から第四十九條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年三月三一日法律第一〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條から第四十九條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年三月三一日法律第一〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條から第四十九條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條から第四十九條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年四月二三日法律第三五五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五條から第三十四條までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一一年五月二八日法律第五六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一一年六月二一日法律第七三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一一年六月二一日法律第七三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七條から第十九條まで及び第二十一條から第六十六條までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成一一年六月二一日法律第七三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七條から第七十二條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月一六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成一一年七月三〇日法律第一一七号）抄

（政令への委任）
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成一一年七月三〇日法律第一一七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條から第四十九條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條から第四十九條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年二月二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四号第二項、第千三百二十六号第二項及び第千三百四十四号の規定 公布の日

附則 (平成二十二年三月三十一日法律第一八〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第百二十八条第四項及び第百三十七条の十五第五項の改正規定、第四条(厚生年金保険法第八十一条の二第二項の改正規定(第百三十九号第五項又は第六項)を「第百三十九号第六項又は第七項」に改める部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める部分に限る。)、同法第百十九号第四項、第百二十号の四、第百三十号第四項及び第百三十号の二の改正規定、同法第百三十六号の四の改正規定及び同法第百三十六号の二の次にする改正規定、同法第百三十六号の二の次にする改正規定、同法第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第百四十号第八項の改正規定(「前条第六項」を「前条第七項」に改める部分に限る。)、並びに同法第百四十一号、第百五十九号第五項、第百五十九号の二、第百六十四号第三項及び第百七十六号の改正規定に限る。)、並びに第二十一条厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五号第二項、第五十六号第二項、第五十七号第二項及び第六十号の

改正規定並びに附則第八条、第十二条、第三十条、第三十二条公布の日から起算して三月以内の政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年三月三十一日法律第二〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則 (平成二十二年五月一九日法律第七七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十二年五月三十一日法律第九七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第六十五条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による

こととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年六月七日法律第一一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年三月三〇日法律第六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。

一 及び二 略
三 第四条から第十条までの規定並びに附則第十九号、第二十条、第二十六条、第二十七条及び第二十八号(会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第二百六十九号第三項に係る部分を除く。)の規定
(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (政令への委任)

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十三年六月六日法律第三九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附則 (平成二十三年六月八日法律第四三三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十三年六月二五日法律第五〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第三十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十三年六月二九日法律第八〇号) 抄
(施行期日)

この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附則 (平成二十三年六月二九日法律第八八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則 (平成二十三年七月四日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二十四年七月二六日法律第九三三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条(第二号に係る部分に限る。)、第六条並びに附則第六条、第七条、第九条(一)及び第六条の規定による改正後の石油公団法第十九号第一号に掲げる公団所有資産の処分の業務に係る部分に限る。)、第十六号(金属鉱業事業団に係る部分に限る。)、及び第十八号(石油及びエネルギー供給構造高度化対策特別会計法附則に一項を加える改正規定を除く。)、から第二十一条までの規定、附則第二十二号、第二十三号及び第二十五号から第二十七号までの規定(これらの規定中金属鉱業事業団に係る部分に限る。)、並びに附則第二十八号及び第三十号(金属鉱業事業団に係る部分に限る。))の規定 公布の日から起算して一年九月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一四年七月三十一日法律第九号）抄

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日

第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一四年八月二日法律第一〇三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九條及び附則第八條から第十九條までの規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年一月二日法律第一五七号）抄

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一五年三月三十一日法律第八号）抄

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日
イからチまで 略
リ 第十一条中印紙税法別表第二の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分、中

小企業総合事業団の項を削る部分、帝都高速度交通営団の項を削る部分、「として」を「のうち」に改める部分及び労働福祉事業団の項を削る部分を除く。）及び同法別表第三の改正規定（農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号）第二十八條第一項第二号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を削る部分、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三條第一項第二号（業務）の業務に関する文書の項の次に独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八條第一項第一号、第二号及び第八号（業務の範囲等）の業務に関する文書の項及び独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十三條第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書の項を加える部分並びに「自動車事故対策センター法（昭和四十八年法律第六十五号）第三十一條第一項第三号及び第四号（業務）を「独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三條第五号及び第六号（業務の範囲）」に、「自動車事故対策センター又は」を「独立行政法人自動車事故対策機構又は」に、「同法第六十九條第一項第四号（業務の委託）の退職金共済証紙の受払いに関する」を「同法第七十條（業務の範囲）に規定する業務のうち、同法第四十四條第四項（掛金）に規定する退職金共済証紙の受払いに関する業務に係る」に、「勤労者退職金共済機構」を「同法第七十二條第一項（業務の委託）の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構」に、「農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第十九條第一号」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第九條第一号」に、「農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第十七條（保険料に関する経過措置）に規定する保険料の受取書若しくは同法附則第二十條第一項（国庫負担）に規定する旧年金給付、旧脱退一時金及び旧死亡一時金」を「同法附則第六條第一項第一号（業務の特例）に規定する給付」に、「農業者年金基金又は農業者年金

基金法第二十條第一項第二号」を「独立行政法人農業者年金基金又は同法第十條第一項第二号」に改める部分に限る。）並びに附則第五十六條及び第五十七條の規定 略

六 第十一条中印紙税法別表第三の改正規定（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十三條第一項第一号から第三号まで（業務の範囲）の業務に関する文書の項の次に情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十條第一項第三号及び第四号（業務の範囲）の業務に関する文書の項を加える部分に限る。） 平成十六年一月五日

七 次に掲げる規定 平成十六年三月一日
イから二まで 略
ホ 第十一条中印紙税法別表第二の改正規定（雇用・能力開発機構の項を削る部分に限る。）

八 次に掲げる規定 平成十六年四月一日
イから二まで 略
ホ 第十一条中印紙税法別表第二の改正規定（帝都高速度交通営団の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る。）及び同法別表第三の改正規定（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六條第一項第一号（通信・放送機構の業務の特例）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六條第一項第一号（通信・放送機構の業務の特例）の業務に関する文書の項を改める部分に限る。）

九 次に掲げる規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百六十六号）の施行の日
イから二まで 略
ホ 第十一条中印紙税法別表第二の改正規定（中小企業総合事業団の項を削る部分に限る。）及び同法別表第三の改正規定（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第四十條第一項第一号（業務）の業務、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成三年法律第八十二号）第九條第一号（産業基盤整備基金の行う特定商業集積整備促進業務）の業務、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化

に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）第八條第一号及び第三号から第五号まで（産業基盤整備基金の行う輸入促進・対内投資円滑化業務）の業務、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第十條第一号（産業基盤整備基金の行う特定事業活動等促進業務）の業務並びに流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第九十号）第四十七條（第四号）（産業基盤整備基金の行う流通業務効率化基盤整備事業実施円滑化業務）の業務に関する文書の項を改める部分に限る。）

第五十七條

第五十七條 第十一条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る第十一條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十六條 第十一条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった印紙税については、なお従前の例による。

第五十七條 第十一条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る第十一條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十六條 第十一条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった印紙税については、なお従前の例による。

附則（平成一五年五月一日法律第四三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八條から第二十七條まで及び第二十九條から第三十六條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年六月一八日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一條、第十五條から第十八條まで及び第二十一條から第二十三條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年六月一八日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一條、第十五條から第十八條まで及び第二十一條から第二十三條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一條、第十五條から第十八條まで及び第二十一條から第二十三條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

第五十七條

第五十七條 第十一条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る第十一條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十六條 第十一条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった印紙税については、なお従前の例による。

第五十七條 第十一条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる印紙税に係る第十一條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十六條 第十一条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった印紙税については、なお従前の例による。

附則（平成一五年五月一日法律第四三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八條から第二十七條まで及び第二十九條から第三十六條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年六月一八日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一條、第十五條から第十八條まで及び第二十一條から第二十三條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年六月一八日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一條、第十五條から第十八條まで及び第二十一條から第二十三條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一條、第十五條から第十八條まで及び第二十一條から第二十三條までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

条及び第二十号の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一五年七月一八日法律第一二四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十条から第三十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日法律第一一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中題名の次に目次及び章名を付する改正規定、奄美群島振興開発特別措置法第一

条の次に章名を付する改正規定、同法第七条の前に章名を付する改正規定、同法第八条の次に章名及び節名を付する改正規定、同法第九条及び第十条の改正規定、同法第十条の二から第十条の六までを削る改正規定、同法第十一条を改め、同条を同法第二十八条とし、同法第十条の次に三条、三節及び章名を加える改正規定（第二十三条に係る部分を除く。）、同法本則に一章を加える改正規定、同法附則第二項の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定並びに附則第七条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十三条の規定（平成十六年十月一日

附則（平成一六年三月三十一日法律第一一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中題名の次に目次及び章名を付する改正規定、奄美群島振興開発特別措置法第一

条の次に章名を付する改正規定、同法第七条の前に章名を付する改正規定、同法第八条の次に章名及び節名を付する改正規定、同法第九条及び第十条の改正規定、同法第十条の二から第十条の六までを削る改正規定、同法第十一条を改め、同条を同法第二十八条とし、同法第十条の次に三条、三節及び章名を加える改正規定（第二十三条に係る部分を除く。）、同法本則に一章を加える改正規定、同法附則第二項の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定並びに附則第七条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十三条の規定（平成十六年十月一日

附則（平成一六年三月三十一日法律第一一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年四月二二日法律第三五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日又は時から施行する。

一 略

二 前号に掲げる規定以外の規定 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の成立の時

附則（平成一六年六月二二日法律第七四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三章（第一節第一款及び第三款、第三十条、第三十一条、第三十三条、第三十七条から第三十九条まで、第四十八条（準用通則法第三条、第八条第一項、第十一条、第十六条及び第十七条を準用する部分に限る。）、並びに第五十一条を除く。）、第四章（第五十四条第四号及び第五十五条を除く。）並びに附則第十四条から第十五条まで、第十七条（財務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第三十号の改正規定を除く。）、第十八条及

び第十九条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一六年六月九日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月二二日法律第七四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第九条、第十六条、第二十条、第二十三条、第二十九条、第三十七条、第四十条及び第四十六条並びに附則第三十九条、第四十条、第五十九条及び第六十七条から第七十二条までの規定（平成十七年十月一日

附則（平成一七年七月二六日法律第八二七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

び第十九条の規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成一六年六月九日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月二二日法律第七四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第九条、第十六条、第二十条、第二十三条、第二十九条、第三十七条、第四十条及び第四十六条並びに附則第三十九条、第四十条、第五十九条及び第六十七条から第七十二条までの規定（平成十七年十月一日

附則（平成一七年七月二六日法律第八二七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項（通則法第十四条の規定を準用する部分に限る。）及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）
第三十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十六条及び附則第十九条に定めるもののほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年四月二三日法律第三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月十三日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附則（平成一七年七月六日法律第八二七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一七年七月二六日法律第八二七号）抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第一百七七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）、の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）、の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）、の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年三月三十一日法律第一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

同項第十五号	同項第十六号	同項第十七号
第二十二号第十四号	第二十五号	第二十六号
第一項第十五号	第十六号	
附則第十号第十二号	第十三号	第十四号
第四号の表第十三号まで	第十四号	
第十八号		
第一項第一号の項		
の改正規定		
附則第十号第十四号	第十五号	第十六号
第四号の表第十五号	第十六号	
第二十二号の項		
の改正規定		

2 前項の場合において、前条の規定は、適用しない。

附則（平成二三年六月二二日法律第七二号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四号の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（第二十八号の十二第一項若しくは一を削る部分に限る。）に限る。）
- 二 第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九号、第十号、第十五号、第二十二号、第四十一号、第四十七号（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四号の改正規定に限る。）及び第五十号から第五十二号までの規定

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

（罰則に関する経過措置）
第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二三年六月二九日法律第八一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二三年六月三〇日法律第八二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 公布の日から起算して二月を経過した日
- イ からワまで 略
- カ 第十五号中印紙税法第二十三条の改正規定

（罰則に関する経過措置）
第九十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二三年二月二日法律第一一四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 から四まで 略
- 五 次に掲げる規定 平成二十五年一月一日

（施行期日）

（罰則に関する経過措置）

（その他の経過措置の政令への委任）

カ 第十六号及び附則第三十五条の規定（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）
第三十五条 平成二十四年十二月三十一日以前に第三十六条の規定による改正前の印紙税法（以下「旧印紙税法」という。）第二十一条第一項各号に規定する者に対して行った同項の規定による質問又は検査（同日以後引き続き行われる調査（同日以前にこれらの者に対して当該調査に係る同項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。）に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に提出された旧印紙税法第二十一条第一号に規定する物件又は同項第二号に規定する課税文書若しくはその写しに係る同項の規定による留置きについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第四百四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第四百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（納税環境の整備に向けた検討）
第六百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

附則（平成二四年三月三十一日法律第二一五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十二号、第二十六号、第二十七号、第五章第一節及び第六章並びに附則第三条、第六号、第八条から第十三号まで、第十七号、第二十四号及び第二十六条の規定

公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）
第二十七条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二四年六月二七日法律第三五七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

（罰則に関する経過措置）

（その他の経過措置の政令への委任）

（納税環境の整備に向けた検討）

（罰則に関する経過措置）

（その他の経過措置の政令への委任）

六号、第八条から第十三号まで、第十七号、第二十四号及び第二十六条の規定 公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

（政令への委任）
第二十七条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二四年六月二七日法律第三五七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

（罰則に関する経過措置）

（その他の経過措置の政令への委任）

（納税環境の整備に向けた検討）

（罰則に関する経過措置）

（その他の経過措置の政令への委任）

（納税環境の整備に向けた検討）

（罰則に関する経過措置）

（その他の経過措置の政令への委任）

（納税環境の整備に向けた検討）

（罰則に関する経過措置）

（その他の経過措置の政令への委任）

（納税環境の整備に向けた検討）

（罰則に関する経過措置）

（その他の経過措置の政令への委任）

（納税環境の整備に向けた検討）

第十五条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、第十六条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、第十七条の規定、第十八条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、第十九条の規定並びに第二十一条中看護師等の人材確保の促進に関する法律第二条第二項の改正規定並びに附則第五条、第八条第二項及び第四項、第九条から第十二条まで、第十三条（ただし書を除く）、第十四条から第十七条まで、第二十八条、第三十条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十九条まで、第四十四条、第四十六条並びに第四十八条の規定、附則第五十条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、附則第五十一条の規定、附則第五十二条の規定（第六号に掲げる改正規定を除く）、附則第五十四条、第五十七条及び第五十八条の規定、附則第五十九条中高年齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二条第五項第二号の改正規定（同条第十四項）を「同条第十二項」に、「同条第十八項」を「同条第十六項」に改める部分に限る。）並びに附則第六十五条、第六十六条及び第七十条の規定、平成二十七年四月一日

（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十七年七月一五五法律第五七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十七年七月一七五法律第五九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十八年四月二二五法律第三二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十八年四月二二五法律第三二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年五月三十一日までとの間において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十七年九月四日法律第六三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第九十九条並びに第九十五条の規定、公布の日（以下「公布日」という。）

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）
第七十二条 存続中央会は、印紙税法の規定の適用については、同法別表第二に掲げる者とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十七年九月一八日法律第七〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十八年四月二二五法律第三二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）
第七十二条 附則第三条から第四十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十八年四月二二五法律第三二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年五月三十一日までとの間において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二八年六月三日法律第五八五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二八年一月一六日法律第七六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二八年一月二八日法律第八九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第三百三条、第三百六条、第三百七条、第四百条（第八十条（第八十六条及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第四百十二条（第十二号に係る部分に限る。）、第四百十二条及び第四百十五条の規定並びに附則第五条から第九条まで、第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十条から第二十三条まで及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二九年五月一九日法律第三五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二九年四月二二五法律第一九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二九年五月一九日法律第三五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二九年六月二日法律第四七二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 から十一まで 略
十二 次に掲げる規定 地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号） 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
イ からハまで 略
ニ 第十号中印紙税法別表第二の改正規定
十三 次に掲げる規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日
イ 第十号中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定（「第四十二条第一項」を「第五十四条第一項」に改める部分に限る。）
十四 次に掲げる規定 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日
イ 第十号中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定（「第十七号並びに第十八号」を「第十八号並びに第十九号（業務の範囲）」に、「業務の範囲」に掲げる業務」を「業務」に改める部分に限る。）

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）
第五十二条 第十条の規定による改正前の印紙税法第十二条第一項の規定により施行日から平成三十一年三月三十一日までの期間内に作成する同項に規定する預貯金通帳等について同項の承認を受けた場合には、当該承認は、第十条の規定による改正後の印紙税法第十二条第一項の規定により同項に規定する各課税期間内に作成する同項に規定する預貯金通帳等について受けた承認とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条にお

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条にお

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条にお

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条にお

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条にお

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第一百四十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条にお

いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成三〇年五月二五法律第二九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)
第三十八条 施行日前に課した、又は課すべきであった印紙税については、なお従前の例による。

2 旧運送取扱契約、旧物品運送契約又は旧寄託契約に基づき施行日以後に作成する貨物引換証、預証券及び質入証券並びに船荷証券の謄本に係る印紙税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成三一年三月二九日法律第六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から十五まで 略
- 十六 次に掲げる規定 中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十一号)の施行の日
- イ 第九条中印紙税法別表第三の文書名の欄の改正規定

(罰則に関する経過措置)
第百十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第百十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和元年二月六日法律第六七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和二年六月五日法律第四〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国民法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第百条の三の改正規定、同法第百条の十第一項の改正規定(同項第十号の改正規定を除く。)、及び同法附則第二十三条の二第一項の改正規定、第六条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く。)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く。)、第二十条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第二十七条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十二条の規定、附則第四十二条中国民法第三十四号。次号及び附則第四十二条から第四十

五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第二十条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条中使用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の百七の項の改正規定並びに附則第九十七条の規定公布の日

二から六まで 略

七 第二十条の規定(第一号に掲げる改正規定を除く。)、第二十二條の規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項の改正規定を除く。)、同法附則第三十八条第二項の表の改正規定、同条第三項の表の改正規定(同表改正後厚生年金保険法第百条の十第一項第十号の項及び改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項の改正規定を除く。)、同法附則第四十条第二項及び第四十一条第二号の改正規定、同法附則第四十九條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第五十一条、第五十二条、第五十七條から第五十九條まで、第七十一条第二項及び第九十三条の改正規定、第二十六条中独立行政法人農業者年金基金法第十一条、第十三条及び第四十五条第一項の改正規定、同法附則第二条第一項の改正規定(「当分の間」の下に「第二十八条第一項の規定にかかわらず」を加える部分を除く。)、同条の次に一條を加える改正規定、同法附則第三条第一項の改正規定(「当分の間」の下に「第三十一条第一項の規定にかかわらず」を加える部分及び「第三十一条第一項ただし書」を「同項ただし書」に改める部分を除く。)、並びに同条第二項の改正規定、附則第二十六条、第二十九条から第三十三条まで及び第八十九条から第九十一条までの規定並びに附則第九十二条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の七十七の四の項の改正規定 令和四年五月一日

(政令への委任)
第九十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和二年六月一九日法律第五八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年六月二六日法律第七〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一及び二 略
- 三 第八条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第十六條の改正規定、同法第十七條第一項第八号の改正規定、同法第十八條第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の改正規定並びに同法附則第十四條の表第十八條第一項第一号の項及び第十八條第一項第三号の項の改正規定並びに附則第二十一条の規定及び附則第二十二條の規定(印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第三の文書名の欄の改正規定(「第十七号並びに第十八号」を「第十六号並びに第十七号」に改める部分を除く。))に限る。公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第五百九条の規定 公布の日

附則 (令和五年三月三一日法律第三号) 抄

含まれている金以下のものでもない受
 取書又は有価証券の 四千万円取書
 の受取書及び当二千万円を3 有価
 証券受取書の金額の全超え三千万円又
 部又は一部が売上代金以下の第八号、
 上代金であるかの 六千万円第十二号
 どうかが当該受三千万円を、第十四
 取書の記載事項超え五千万円若しく
 により明らかに円以下のものは前号に
 されていらない金の 一万円掲げる文
 書又は有価証券五千万円を書き追記
 の受取書 超え一億円した受取
 口 他人の事務以下の書
 の委託を受けたの 二万円
 者（以下この欄一億円を超
 において「受託え二億円以
 者」という。）が下のもの
 当該委託をした四万円
 者（以下この欄二億円を超
 において「委託え三億円以
 者」という。）に下のもの
 代わって売上代六万円
 金を受け取る場三億円を超
 合に作成する金え五億円以
 下 又は有価証券下のもの
 の受取書（銀行十万円
 その他の金融機五億円を超
 関が作成する預え十億円以
 貯金口座への振下のもの
 込金の受取書そ十五万円
 の他これに類す十億円を超
 るもので政令で定めるもの
 定めるものを除二十万円
 く。二において2 1に掲
 げる受取書
 以外の受
 取書
 一通につ
 き 二百円
 ハ 受託者が委
 託者に代わつて
 受ける売上代
 金の全部又は一
 部の全部又は一
 額を委託者が受
 託者から受け取
 る場合に作成す

八	十	預貯金1 生命共済の 掛金通帳とは、き 二 信用	二 判取帳 第一号、第二号、き 四 千円
信託行農業協同組合そ 為に他の法人が生 する通命共済に係る契 帳、銀約に作成す 行若し掛金通帳で、 くは無政令で定めるも 尽会社のをいう。	の作成 する掛 金通帳、 生命保 険会社 の作成 する保 険料通 帳又は 生命共 済の掛 金通帳	1 信用 金庫その 他政令で 定める金 融機関の 作成する 預貯金通 帳 2 所得 税法第九 条第一項 第二号 （非課税 所得）に 規定する 預貯金に 係る預貯 金通帳そ の他政令 で定める 普通預金 通帳	証明す る目的 をもつ て作成 する通 帳（前 号に掲 げる通 帳を除 く。）
八 通帳、 掛金通帳とは、き 二 信用	二 判取帳 第一号、第二号、き 四 千円	二 判取帳 第一号、第二号、き 四 千円	証明す る目的 をもつ て作成 する通 帳（前 号に掲 げる通 帳を除 く。）

別表第二 の二関係 非課税法人の表（第五条、附則第九条）	名称 沖繩振興開発金融公庫法（昭和 融公庫 四十七年法律第三十一号） 株式会社国際協 力銀行 行法（平成二十三年法律第三十 九号） 株式会社日本政 策金融公庫 融公庫法（平成十九年法律第五 十七号） 株式会社日本貿 易保険 十五年法律第六十七号） 漁業信用基金協 会 七年法律第三百四十六号） 軽自動車検査協 会 道路運送車両法（昭和二十六年 法律第八十五号） 広域臨海環境整 備センター 昭和三十六年法律第七十六号） 港務局 港灣法（昭和二十五年法律第二 百十八号） 国立大学法人 国立大学法人法（平成十五年法 律第一百二十二号）	市街地再開発組 合 律第三十八号） 自動車安全運轉 センター 和五十年法律第五十七号） 住宅街区整備組 合 大都市地域における住宅及び住 宅地の供給の促進に関する特別 措置法（昭和五十年法律第六十 七号） 消防団員等公務 災害補償等共済 基金 消防団員等公務災害補償等責任 共済等に関する法律（昭和三十 一年法律第七号） 信用保証協会 信用保証協会法（昭和二十八 年法律第九十六号） 大学共同利用機 関法人 国立大学法人法 地方公共団体金 融機構 地方公共団体金融機構法（平成 十九年法律第六十四号） 地方公共団体情 報システム機構 法（平成二十五年法律第二十九 号） 地方公務員災害 補償基金 地方公務員災害補償法（昭和四 十二年法律第二百一十一号） 地方住宅供給公 社 地方住宅供給公社法（昭和四十 年法律第二百四号） 地方税共同機構 地方税法（昭和二十五年法律第 二百二十六号） 地方道路公社 地方道路公社法（昭和四十五年 法律第八十二号） 地方独立行政法 人 地方独立行政法人法（平成十五 年法律第一百八号） 中小企業団体中 央会 中小企業等協同組合法（昭和二 十四年法律第八十一号） 独立行政法人 （その資本金の 額若しくは出資 額の全部が個 別法 国若しくは地方 公共団体の所有 に属しているも の又はこれに類 するもののうち 、財務大臣が指 定したものに限 る。）
------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

市街地再開発組 合 律第三十八号） 自動車安全運轉 センター 和五十年法律第五十七号） 住宅街区整備組 合 大都市地域における住宅及び住 宅地の供給の促進に関する特別 措置法（昭和五十年法律第六十 七号） 消防団員等公務 災害補償等共済 基金 消防団員等公務災害補償等責任 共済等に関する法律（昭和三十 一年法律第七号） 信用保証協会 信用保証協会法（昭和二十八 年法律第九十六号） 大学共同利用機 関法人 国立大学法人法 地方公共団体金 融機構 地方公共団体金融機構法（平成 十九年法律第六十四号） 地方公共団体情 報システム機構 法（平成二十五年法律第二十九 号） 地方公務員災害 補償基金 地方公務員災害補償法（昭和四 十二年法律第二百一十一号） 地方住宅供給公 社 地方住宅供給公社法（昭和四十 年法律第二百四号） 地方税共同機構 地方税法（昭和二十五年法律第 二百二十六号） 地方道路公社 地方道路公社法（昭和四十五年 法律第八十二号） 地方独立行政法 人 地方独立行政法人法（平成十五 年法律第一百八号） 中小企業団体中 央会 中小企業等協同組合法（昭和二 十四年法律第八十一号） 独立行政法人 （その資本金の 額若しくは出資 額の全部が個 別法 国若しくは地方 公共団体の所有 に属しているも の又はこれに類 するもののうち 、財務大臣が指 定したものに限 る。）

<p>害賠償責任保険に関する保険証券若条第二項に しくは保険料受取書又は同法に定め規定する組 る自動車損害賠償責任共済に関する合 共済掛金受取書 国民健康保険法に定める国民健康保 険の業務運営に関する文書 国民健康保 険組合又は 国民健康保 険団体連合 会</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律社会保険診 (昭和五十七年法律第八十号) 第百療報酬支払 三十九条第一項各号(支払基金の業基金 務)に掲げる業務、同法附則第十一 条第一項(病床転換助成事業に係る 支払基金の業務)に規定する業務、 介護保険法(平成九年法律第百二十 三号) 第百六十条第一項各号(支払 基金の業務)に掲げる業務及び感染 症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(平成十年法律第 百十四号) 第三十六条の二十五第一 項各号(支払基金の業務)に掲げる 業務に関する文書 国民年金法(昭和三十四年法律第百国民年金基 四十一号) 第百二十八条第一項(基金又は国民 金の業務) 又は第百三十七条の十五年基金連 第一項(連合会の業務)に規定する合 給付及び同条第二項第一号(連合会 の業務)に掲げる事業並びに確定拠 出年金法(平成十三年法律第八十八 号) 第七十三条(企業型年金に係る 規定の準用)において準用する同法 第三十三条第三項(支給要件)、第 三十七条第三項(支給要件)及び第 四十条(支給要件)に規定する給付 に関する文書 中小企業退職金共済法(昭和三十四同法第二 年法律第百六十号) 第七條第三項第六項(定 (退職金共済手帳の交付)の退職金義)に規定 共済手帳又は同法第七十條第一項(共済契 約者又は同 (業務の範囲)に規定する業務の法第七十二 ち、同法第四十四條第四項(掛金) 条第一項 に規定する退職金共済証紙の受払い(業務の委 託)の規定 に関する業務に係る金銭の受取書</p>	<p>人勤労者退 職金共済機 構から退職 の受払いに 関する業務 の委託を受 けた金融機 関 漁業災害補償法(昭和三十九年法律 第百五十八号) 第百一条第一項(事 務の委託)に規定する事務の委託に 関する文書又は同法第九十六條の 三第一号(業務)に定める資金の貸 付け若しくは同条第二号(業務)に 定める債務の保証に係る消費貸借に 関する契約書(漁業共済組合又は漁 業共済組合連合会が保存するもの を除く) 労働保険の保険料の徴収等に関する 法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴主 又は同法 第三十三條第一項(労働保険事務組 第三十三條第一項(労働保険事務の 委託)に規定する労働 託に関する文書</p>	<p>独立行政法 人勤労者退 職金共済機 構から退職 の受払いに 関する業務 の委託を受 けた金融機 関 漁業災害補償法(昭和三十九年法律 第百五十八号) 第百一条第一項(事 務の委託)に規定する事務の委託に 関する文書又は同法第九十六條の 三第一号(業務)に定める資金の貸 付け若しくは同条第二号(業務)に 定める債務の保証に係る消費貸借に 関する契約書(漁業共済組合又は漁 業共済組合連合会が保存するもの を除く) 労働保険の保険料の徴収等に関する 法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴主 又は同法 第三十三條第一項(労働保険事務組 第三十三條第一項(労働保険事務の 委託)に規定する労働 託に関する文書</p>	<p>独立行政法 人勤労者退 職金共済機 構から退職 の受払いに 関する業務 の委託を受 けた金融機 関 漁業災害補償法(昭和三十九年法律 第百五十八号) 第百一条第一項(事 務の委託)に規定する事務の委託に 関する文書又は同法第九十六條の 三第一号(業務)に定める資金の貸 付け若しくは同条第二号(業務)に 定める債務の保証に係る消費貸借に 関する契約書(漁業共済組合又は漁 業共済組合連合会が保存するもの を除く) 労働保険の保険料の徴収等に関する 法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴主 又は同法 第三十三條第一項(労働保険事務組 第三十三條第一項(労働保険事務の 委託)に規定する労働 託に関する文書</p>	<p>独立行政法 人勤労者退 職金共済機 構から退職 の受払いに 関する業務 の委託を受 けた金融機 関 漁業災害補償法(昭和三十九年法律 第百五十八号) 第百一条第一項(事 務の委託)に規定する事務の委託に 関する文書又は同法第九十六條の 三第一号(業務)に定める資金の貸 付け若しくは同条第二号(業務)に 定める債務の保証に係る消費貸借に 関する契約書(漁業共済組合又は漁 業共済組合連合会が保存するもの を除く) 労働保険の保険料の徴収等に関する 法律(昭和四十四年法律第八十四号)に定める労働保険料その他の徴主 又は同法 第三十三條第一項(労働保険事務組 第三十三條第一項(労働保険事務の 委託)に規定する労働 託に関する文書</p>	<p>百二十三号) 第九十六條の二(連合 会の業務)の規定による業務に関す る文書 確定給付企業年金法(平成十三年法 律第五十号) 第三十條第三項(裁 定)に規定する給付又は同法第九 十一年金連合会 一条の十八第四項第一号(連合会 業務)に掲げる事業及び同法第九 十一年の二十四第二項(裁定)に規 定する給付に関する文書</p>
<p>百二十三号) 第九十六條の二(連合 会の業務)の規定による業務に関す る文書 確定給付企業年金法(平成十三年法 律第五十号) 第三十條第三項(裁 定)に規定する給付又は同法第九 十一年金連合会 一条の十八第四項第一号(連合会 業務)に掲げる事業及び同法第九 十一年の二十四第二項(裁定)に規 定する給付に関する文書</p>	<p>百二十三号) 第九十六條の二(連合 会の業務)の規定による業務に関す る文書 確定給付企業年金法(平成十三年法 律第五十号) 第三十條第三項(裁 定)に規定する給付又は同法第九 十一年金連合会 一条の十八第四項第一号(連合会 業務)に掲げる事業及び同法第九 十一年の二十四第二項(裁定)に規 定する給付に関する文書</p>	<p>百二十三号) 第九十六條の二(連合 会の業務)の規定による業務に関す る文書 確定給付企業年金法(平成十三年法 律第五十号) 第三十條第三項(裁 定)に規定する給付又は同法第九 十一年金連合会 一条の十八第四項第一号(連合会 業務)に掲げる事業及び同法第九 十一年の二十四第二項(裁定)に規 定する給付に関する文書</p>				